

日野市 地域自立支援協議会 御中

令和5年 1月 18日

就学障がい児童の通学でのガイドヘルパー（地域支援事業 移動支援）柔軟運用の提言

社会福祉法人 すずかけの会 放課後等デイサービス ぷらたなす  
管理者 久本 興治郎

【趣意】

市内放課後等デイサービス事業所で責任者として従事しています。なお、表記時点において、放課後等デイサービス事業所は日野市内では22か所（重心4か所、重心外18か所）が稼働されています。

主題につきまして、放課後等デイサービス事業所の従事者は、都立特別支援学校、市内特別支援学級、ステップ級等に通う児童の放課後や学校休業日等での支援現場に携わっています。市からのサービスの周知もあり、移動支援を利用する児童が増えてきました。実際のヘルパー数は、まだまだ需要に追いつかない現状もありますが、日野市独自の移動支援従事者養成研修も令和3年より、従事者も養成されてきています。

学校への通学は、要支援児童については「保護者同伴」が基本となっています。実際の現場では、精神障がいや精神疾患、知的ハンディのある保護者家庭もあります所、保護者への要支援や、向精神薬等の服薬などの影響で、児童のみならず自身の朝の身支度等が難しい状態像の家庭も少なくありません。それ故に、通学自体を諦めて、そのまま休んでしまう事案があり、市内ケースにおいても多々あるものと推察しております。そこで、計画相談等のサービス調整にあたる事業所も、表記のガイドヘルパー（移動支援）にないし、場合によっては居宅介護、行動援護等が念頭に浮かぶ所です。

しかしながら、現在の日野市の移動支援事業の運用要綱では、通学等の利用は禁止となっています。

日本国憲法に依拠する児童の「教育を受ける権利」ならびに国民の「就学を保障する義務」に照らし合わせ、また核家族化や家庭背景の複雑化が詳らかになった昨今で、禁止している根拠・論拠を再考の上、適用についてご検討頂ければと思います。上申致します。

何卒、宜しくお願い致します。